

都道府県公害審査会の動き

(令和6年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 令和6年(調)第1号事件	解体工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	R6.7.23
東京都 令和6年(調)第1号事件	印刷機等からの悪臭防止及び損害賠償請求事件	R6.9.30
熊本県 令和6年(調)第1号事件	カラオケ店からの騒音被害防止請求事件	R6.9.30
広島県 令和6年(調)第3号事件	コンテナ基地からの騒音被害防止等請求事件	R6.10.9
埼玉県 令和6年(調)第3号事件	通信設備の新設工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	R6.11.9

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
福岡県 令和6年(調) 第1号事件 [工場からの騒音 等被害防止請求 事件]	福岡県 住民1人	建築資材 仕入販売 業者、物 流業者	令和6年3月26日受付 (1) 被申請人は、本件工場 から造成工事、砕石、車両に よる運搬及び重機稼働により 発生する音について、昼間60 デシベル・夜間50デシベル以 下に低減すること。 (2) 被申請人は、土地造成 工事に起因する振動により破 損したブロック塀、スロープ 等の亀裂、浄化槽部コンクリ ートの陥没等の修復工事を行 うこと。 (3) 被申請人は、粉じんに よる健康被害が生じないよう 防止措置をとること。 (4) 被申請人は、作業時間 を午前9時から午後5時まで とし、夜間及び土日祝日の操 業は行わないこと。 (5) 被申請人は、上記措置 をとらない場合又はいずれか の事項に違反した場合は速や かに必要な回復工事を行い、 現事業場から移転すること。	令和6年8月9日 調停打切り 調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打切り、本件は終 結した。
沖縄県 令和5年(調) 第1号事件	沖縄県 住民1人	沖縄県A 市、指定 管理会社	令和5年10月23日受付	令和6年8月26日 調停打切り

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[グラウンドからの騒音被害防止請求事件及び損害賠償請求事件]			(1) 被申請人は、防音壁を設置するなどしてグラウンド(スケートボードパーク)の騒音を低減すること (2) 申請人の健康被害による慰謝料	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和5年(調) 第1号事件 [運送業者営業所からの騒音防止請求事件]	東京都 住民1人	運送会社	令和5年8月2日受付 (1) 被申請人は、防音壁を設置するなどして、被申請人の営業所からの騒音を低減すること。 (2) 被申請人は、申請人との話し合いに応じ、速やかに問題の解決を図ること。	令和6年9月3日 調停成立 調停委員会は6回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
熊本県 令和元年(調) 第1号事件 [温泉宿からの騒音被害防止請求事件]	熊本県 住民1人	旅館経営者	令和元年11月29日受付 (1) 被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること。 (2) 被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること。 (3) 被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させる	令和6年9月4日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>ために、ドアアームストップパー等の防音対策を講じること。</p> <p>(4) 被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること。</p> <p>(5) 被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講じること(浴室の風呂桶の防音対策等)。</p>	
<p>広島県 令和3年(調) 第1号事件</p> <p>[金属加工工場からの悪臭被害防止請求事件]</p>	<p>自動車整備会社、 仏壇製造会社、 木材加工会社</p>	<p>金属加工会社</p>	<p>令和3年9月21日受付</p> <p>(1) 被申請人は、申請人らに対し、悪臭による被害が生じないように、被申請人の作業内容の改善、消臭装置あるいは通気装置の設置など、必要な対策を講じること。</p> <p>(2) 被申請人は、申請人らそれぞれに対し、100万円及び本申立ての日から、前項の対策がなされるまでの間、毎月3万円を支払うこと。</p>	<p>令和6年10月1日 調停成立</p> <p>調停委員会は3回の期日を開催することにより手続を進め、当時の状況では調停の場で議論できないことから、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、一切の事情を考慮して調停案を作成し、その受諾を勧告した。</p> <p>指定した期間内に、当事者双方から調停案を受諾しない旨の申出がなかったため、受諾勧告で示した調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、事件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 令和5年(調) 第6号事件 [トラックからの騒音被害防止請求事件]	埼玉県 住民1人	運輸会社	令和5年12月18日受付 (1) トラックの発車等の操業に係る騒音(特に深夜)の継続的・持続的な軽減措置を求める。 (2) 被申請人に対し、(1)で求める事項が執られていることを随時確認し、執られていない場合には、自主的に是正措置を講じることを求める。	令和6年11月6日調停成立 調停委員会は2回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
大阪府 令和6年(調) 第1号事件 [工事車両からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件]	大阪府 住民5人	大阪府A市	令和6年1月29日受付 (1) 被申請人は、工事用の大型車両を生活圏道路B号線等およびC線を通行させないように対策を講じなければならず、その対策として工事用の大型車両を中央環状線から公園予定地南側へ直接出入する計画に見直さなければならない。 (2) 前項の対策の実現のために事業計画地に隣接する土地所有者であり、土地の一時使用の許諾を申し出しているDと具体的な計画図をもって協議・調整しなければならない。 (3) 第1項の対策の実現の	令和6年12月4日調停成立 調停委員会は5回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ために中央環状線の道路管理者である大阪府E土木事務所と、中央環状線から公園予定地南側へ直接出入する仮設道路を設置する際に障害となる道路照明灯の工事期間中の移設を、具体的な計画図をもって協議・調整しなければならない。	

(注) 上記の表は、原則として令和6年10月1日から令和6年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第120号 令和7年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。